

## 熊谷市熱中症対策キーパー事業 噴霧器貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷市熱中症対策キーパー事業に係る噴霧器（以下、「噴霧器」という）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (噴霧器の貸出し)

第2条 市は、本事業の目的である熱中症予防の啓発に賛同し、熱中症対策に取り組む団体に対して、噴霧器の貸出を行う。

2 噴霧器の貸出しの期間は、貸出日から返却日までを含めて5日以内とする。ただし、返却日が市の休日（熊谷市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下、「市の休日」という。））に当たる場合には、同日以後の市の休日でない最初の日を返却の日とする。

3 同条第1項に定める貸出は、1団体1回につき2台までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

### (貸出しの申込み)

第3条 噴霧器の借用を希望する者は、あらかじめ、噴霧器貸出申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、借用しようとする日の3月前の日（その日が市の休日に当たるときは、その前日以前の市の休日でない最初の日）から借受日の3日前の日（市の休日を除く。）までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

### (貸出しの承認等)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、噴霧器の貸出を行う。

- (1) 使用目的が、市内において開催される行事、又は市内に在住若しくは在勤する者が属する団体等が主催若しくは参加する行事でないとき。
- (2) 噴霧器を熱中症の予防・啓発以外の目的で使用するおそれがあるとき。
- (3) 市が定める噴霧器の使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (5) その他、市長が噴霧器の貸出しについて不適当であると認めるとき。

### (事務処理)

第5条 噴霧器の貸出し及び返却等の手続については、総合政策部スポーツ観光課にて行うものとする。

(使用料)

第6条 噴霧器の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 噴霧器貸出申込書(様式第1号)に記入した用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 噴霧器返却時には、噴霧器使用報告書(様式第2号)を提出すること。
- (4) その他、市が貸出時に特に付した条件に従って使用すること。

(貸出しの承認の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、貸出しを中止するとともに、以後の貸出しを原則認めないものとする。

2 市長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受者が噴霧器を亡失、又は破損した場合は、当該借受者の責任と負担により、賠償又は補修を行い、原状に復さなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(市の免責)

第10条 噴霧器の貸出しにより、借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、噴霧器の貸出しに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。